## §16 関連する社会的地位 — 学習カバー

イントロダクション

本節は、二原理の適用単位としての基礎構造を、(1)対等な市民としての暮らし、(2)所得・富の分配によって規定される地位、という二つの関連地位の観点から評価する枠組みを示す。主要な偶発性(三種類)に基づき最も不遇な人びとを同定する。

本日のミッション(目安 15分)

- 1. 穴埋め(§16)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

## 鍵ページ

• URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec16.html

QRコード(鍵ページURL)



## §16. 関連する社会的地位

正義の二原理を社会の基礎構造に適用するには、特定の社会的地位を代表する人々の視点から制度を評価する必要がある。ただし、社会的地位には細かい区別が存在し、すべてを対象にするのは現実的でないため、社会における基本的かつ影響力の大きい地位を選定する必要がある。この選定は、正義の理論の一部である。基礎構造は出生時から人々に大きな影響を与えるため、二原理はその不平等を統制する役割を果たす。選定された地位を通じて、偶然による格差を緩和・軽減しようとするのが二原理の目的である。

そこで私は、およそ各人は二つの関連する地位—(1)〈対等な市民としての暮らし〉という地位と(2)所得および富が分配された境遇によって規定される地位—を保持しているもの、と想定する。したがって、関連する地位を代表する人物とは、市民を代表する者でありながら(不平等に分配される〔基本的諸自由以外の〕基本財に対して)相異なる予期を有する人びとの代表者でもある。これら以外の地位は概して自発的に就けるものと仮定しているので、基礎構造(の正義/不正義)を判断する場合に、そうした(関連性の薄い)地位を占める人びとの観点を考慮する必要はない。その代わりに私たちは、いわゆるスタート地点にある人びとの諸選好に適合させるように、全体の制度枠組みを調整せねばならない。(p 129 1 14-20)

基礎構造の評価は「対等な市民としての暮らし」の地位からなされるべきであり、この地位は平等な自由と公正な機会の原理に基づいて定義される。全員がこの地位を持つことで、正義の二原理が満たされた社会が実現される。また、一部の政策課題には「共通の利益」の原理が適用され、全員の目標達成に必要な条件や、皆に共通する目的の推進度によって制度が評価される。公共の安全、健康、正義にかなった戦争などはこの原理に基づき正当化されるが、正義にかなった不平等が前提なら、その分配効果は無視されうる。重要なのは「対等な市民」という立脚点である。社会的・経済的不平等を判断する際、関連する地位の代表者を定義するのは、「対等な市民の地位」の定義ほど明確ではない。これは、代表者が主に所得や富の水準によって特定され、職権や責任の大きさと生活の豊かさが結びついていると仮定しているためである。この仮定は本書の目的には適切

と考えられる。また、格差原理により役割ごとに代表者を一人選べば十分だが、最大の問題は「最も不運な集団」をどう定義するかである。

考えを定着させ(て捉えやすくす)るため、最も不遇な人びとを、三種類の主要な偶発性のおのおのに最も恵まれていない人びととして選出することにしよう。すると、このグループに含まれるのは、(1) 生まれ落ちた家族および階級が他の人びと、(2) (実現された) 自然本性的な(才能や資産の)賦存がそれほど豊かな暮らしを許さない人びと、(3) 人生行路における運やめぐり合わせがあまり幸福な結果をもたらさない人びと、となる。( $p131\ 1\ 9-13$ )

最も恵まれない人々を識別するには、社会的地位や所得・富の水準などの基準が用いられる。たとえば未熟練労働者や、所得が中央値の半分以下の層などが候補である。こうした基準は、偶発的要因による不利をカバーし、格差原理を適用する基盤となる。性別や人種など変えられない特徴に基づく不平等も、正義の観点からは評価対象となる。重要なのは、対等な市民や最も不遇な人々の視点から社会を評価することであり、個別の利害よりも共通の原理に基づいた判断が優先される。これにより、自然的偶発性や社会的運・不運の影響を緩和し、すべての人の利害関心が公正に考慮される社会を目指すのである。

## 確認クイズ(§16 関連する社会的地位)

- 1. 評価の基本的立脚点は 120 の地位である。
- 2. もう一つの関連地位は 121 である。
- 3. 最も不遇な人びとを選定する三基準は、(1) **122**、(2) **123**、(3) **124** である。
- 4. 一部の政策には 125 の原理が適用され得る。
- 5. 二原理は 126 を狙い、基礎構造をその観点から統制する。

- 109 純粋な手続き
- 110 不完全な手続き上の正義
- 111 純粋な手続き上の正義
- 112 正義にかなった制度の確立と公正な運用
- 113 純粋な手続き上の正義
- 114 期待効用の代数和(または平均)
- 115 序数的判断
- 116 基数的比較
- 117 社会的基本財の予期
- 118 自己実現のため不可欠
- 119 合理的な人生計画の実行とその成功
- 120 対等な市民としての暮らし
- 121 所得と富の分配によって規定される地位
- 122 家族・階級
- 123 自然本性的賦存
- 124 人生の運・めぐり合わせ
- 125 共通の利益
- 126 偶発的格差の緩和・軽減
- 127 不当な不平等の補正
- 128 生得的才能の分布を共通資源とみなし
- 129 最不遇者の利益に資する限りで
- 130 偶然の差異を正当化する社会構造
- 131 より恵まれた者の追加的な責務
- 132 格差原理
- 133 正義にかなっていること
- 134 自由意志に基づき受容・活用されていること
- 135 制度に関する道徳上の構想
- 136 前提づけられる
- 137 明確な順番
- 138 利益の分かち合いと相互の制限
- 139 公正な取り分
- 140 相互扶助(危険・損失が過大でない範囲での支援)
- 141 他者に危害を加えない
- 142 不必要な苦しみを与えない
- 143 自発的行為に依存せず
- 144 市民一般を拘束
- 145 特定の役割・恩恵受益者